

## 公益法人を選択する法人の特色

- (1) 事業遂行において信用、権威を重視する法人  
公益 Public                      一般 General  
行政からの事業受託があるか、補助金を受けている等  
(但し、委員会だより3      よくある誤解参照)
- (2) 現在、法人税法上の特定公益増進法人で、引続き寄付税制の特典を受けたい法人  
もしくは、従来、特定公益増進法人の認定を申請したが、認定を受けられなかった法人
- (3) 金融資産の運用益を原資として、助成や奨学事業を実施しており、運用益に課税  
されると従来事業を縮小せざるを得ない法人
- (4) 公益目的事業比率が、楽に達成できる法人
- (5) 同業者団体であるが実施している事業に公益性があり、共益的事业よりも公益事  
業をさらに充実させたい法人
- (6) 評議員や役員、他の同一団体出身規制や、親族制限について問題のない法人
- (7) 収支相償がどうしてもプラスになるが、平成22年4月以降の認定等委員会の運用  
で、公益目的事業の余剰は、金融資産の取得等をもって収支相償計算上の準備金  
として積立が可能と解釈できる場合  
(委員会だより3      H22.4.28 参照)
- (8) 公益目的事業の赤字が大きく、かつ収益事業の黒字が大きく、法人税の負担が重  
いので、みなし寄付を最大限活用したい法人
- (9) 公益社団、財団の移行認定を受けて存続する公益法人をもって、都道府県、市の  
外郭団体とする方針を打ち出した自治体にある外郭団体  
(例 横浜市)
- (10) 公益認定を受けることにより、法人のステイタスが向上し、それが職員の意識改  
革につながり、又、より意欲のある職員の採用活動において、有利と考える法人